

第7章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

(景観法第8条第2項第3号)

1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観形成を図る上で重要な建造物や樹木は、その保全と活用を図るために、景観法に基づき、「景観重要建造物」「景観重要樹木」に指定することができます。

本市では、次のいずれにも該当するものについて指定するものとします。

景観重要建造物

- 地域のランドマークとして、良好な景観の形成を図る上で欠くことのできない建造物
- 地域の歴史や文化を伝え、特徴的な意匠が見られる建造物
- 地域の人々に親しまれている建造物

景観重要樹木

- 地域のランドマークとして、良好な景観の形成を図る上で欠くことのできない樹木
- 地域の歴史や文化を伝え、特徴的な樹姿が見られる樹木
- 地域の人々に親しまれている樹木

2. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の手続き

景観重要建造物・景観重要樹木の指定にあたっては、所有者の意見を聴き、また景観審議会の意見を聴くものとします。

また、建造物や樹木の所有者などは、指定を提案することができます。

景観重要建造物・景観重要樹木の指定の手続き

